

# 標準仕様書

令和4年8月改定版

要件区分		機種区分	
		一般事務用	技術系業務用(設計・製図・分析等)
		A	B
数量		2	1
性能、機能	形状	ノート型	
	OS	OEM版 Windows 11 (64bit) ※最新の状態で(ビルド、更新プログラムを適用)で納品すること	
	製造時のOS		
	納品時のOS		
	CPU	Core TMI7 (10世代相当以上)	
	メモリ	DDR3LまたはDDR4 16GB×1以上(空き1)	
	SSD	・256GB以上 ・パーティション分割(Cドライブ6割及びDドライブ残容量)	
	通信機能	1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-TのLAN接続インターフェース内蔵 IEEE 802.11a/b/g/n/acを含む無線通信機能(無線LAN)インターフェース内蔵	
	ディスプレイ	15.6型ワイド TFT HD 以上	
	光学ドライブ	CPRM対応DVDスーパーマルチドライブ(DVD+R/DVD+RW書込速度/8倍以上) ※ CPRM対応DVD再生ソフトが添付されていること(バンドル版)	
	インターフェイス(USB)	USB(TYPE-C)が1ポート以上、かつ USB2.0 Type-A または USB3.2 (Gen1) Type-A または USB 3.2 (Gen2) Type-A が 2ポート以上、合計3ポート以上のUSBインターフェースを有すること ・HDMI端子×合計1以上	
	アプリケーション	・ 一太郎Pro5 (JL-governmentバージョンアップ版) ・ Microsoft365 Business Standard(※購入済のためインストール作業のみ) ・ Adobe Acrobat Reader DC ・ Acrobat Standard DC(※購入済のためインストール作業のみ) ・ AutoCAD 2022(※購入済のためインストール作業のみ)	
	キーボード・その他	次に掲げる各性能及び機能について、カタログで確認できること。 ・ 日本語 テンキー付きキーボードを内蔵していること (JIS配列準拠)。 ・ タッチパッドを実装していること。 ・ キーボードからパソコン内部へ水滴が浸入しにくい防滴構造・機能を有していること。	
	インストール媒体	次のインストール媒体を、別に指定する枚数添付すること。	
	OSリカバリーディスク	・ パソコンメーカー純正の Windows 11 のリカバリーディスクを添付すること。	
	付属品(ハードウェア)	・ スクロール機能付き USBマウス (光学式又はレーザー式) ・ ACアダプタ	
	携帯/バックアップ用電源	・ リチウムイオンバッテリー 又は リチウムポリマーバッテリーを内蔵	
	省電力機能等	・ 簡易操作で省電力モードに移行できる機能を有していること。 ・ バッテリー寿命を延ばすためにフル充電を回避するハードメーカー純正のユーティリティが実装されていること。 ・ ピークシフト機能(電力需要がピークとなる時間帯での電力使用回避機能)と同等の機能を有すること。	
環境配慮・省エネ	・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法) 適合、国際エネルギースタープログラム基準適合、エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法) 適合。 ※契約締結時における最新基準をクリアしていること。		
要件区分		機種区分	
		全機種共通	

性能、機能以外	納入箇所及び時期	別に指定する箇所及び期限によるものとし、箇所別の日時については、事前に発注者と協議すること。
	機種及び型番	契約物品は、すべて法人、企業又は官公庁向けモデルの同一機種、同一型番とすること。
	メーカーによる保証及び保守	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ メーカーによるパーツ及び作業費用に係る無償保証が1年以上付与されること。</li> <li>○ メーカーによる信頼できる保守サービス体制が日本国内に整備されており、無償保証期間中に故障等が発生した場合には、オンサイト方式、メーカー又は販売事業者による引取方式のいずれかの方式により、速やかに対応可能であること。</li> <li>○ 無償保証期間満了後において、オンサイト保守が可能な体制が整備されていること。</li> <li>○ アフターサービス・メンテナンス体制が整備されていること。また当該連絡体制図を提出すること。</li> <li>○ 保守サポート期間及び部品等の供給可能年数が納品後6年以上あること。</li> <li>○ 「性能・機能要件」において指定している基準、性能及び機能並びに上記の保守サポート期間については、一般に流通する製品販売カタログに明記されているものであること。</li> </ul> <p>ただし、製品販売カタログに明記されていないものであっても、メーカーが作成した証明書、保証書等を販売事業者との連名により提出した場合には、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 上記証明に使用する製品販売カタログ及びメーカーによる証明書類は、入札参加資格申請時に該当記載箇所を明示した上で提出すること。</li> <li>○ なお、いずれの書類も日本語により記載されたものとし、日本語以外により記載されている場合には、日本語訳を付すること。</li> </ul>
	ソフトウェアに係る使用許諾(ライセンス)関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 納品時点で当該パーソナルコンピューターにインストールされているソフトウェアは、購入契約にあつては、無期限、賃貸借契約にあつては、契約の全期間について、石狩湾新港管理組合が使用を許諾されるものであること。</li> <li>○ 「性能・機能要件」において、種別をボリュームライセンスによることと指定しているライセンスについては、「石狩湾新港管理組合」名義で取得するものとし、取得したことを証明する証書等を提出すること。</li> <li>○ 発注者が指定するソフトウェア以外のソフトウェア(バンドルソフト等)の要否について、事前に発注者と協議すること。</li> <li>○ 正規の使用に当たって、アクティベーション等の認証が必要なソフトウェアにあつては、納品時までに作業を完了すること。この場合にあつて、当該ソフトウェアがマイクロソフト社製品である場合にあつては、MAK認証方式によること。</li> <li>○ ソフトウェアライセンス又はインストール媒体の調達に当たって、基本契約等、本契約以前に石狩湾新港管理組合が有する使用許諾権等の内訳の提示が必要な場合には発注者に照会すること。</li> </ul>
	設定方法等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>納品時までに、次の設定作業を行うこと。</u></li> <li>(1) パーソナルコンピュータごとに、装置番号等発注者が指示する事項をラベルライターによりテープに印字の上、指定する箇所に貼付すること。</li> <li>(2) ハードウェア構成品が正常に作動するとともに、インストール済みソフトウェアが起動することを確認すること。 また、機器使用に際して、メーカーCMのポップアップ等、機器の使用に不必要な動作をしないよう確認すること。</li> <li>(3) 日本語入力システムの通常設定を「Atok」とすること。</li> <li>(4) 石狩湾新港管理組合で運用する共有ネットワークシステムに接続させ、メールシステム、デスクトップシステム及びプリンタ他石狩湾新港管理組合の指示するシステム及び機器等の設定を行い、正常作動を確認すること。</li> <li>(5) 上記システムで使用しているウィルス対策ソフトウェアの自動起動を確認すること。</li> <li>(6) インターネットへの接続を確認すること。</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 納品時期において、モデルチェンジやバージョンアップのため、資格審査時の調達物品と異なるものとならざるを得なくなった場合等は、必ず事前協議を行い、発注者からその理由が落札者の責によらないものであり、かつ、すべての仕様要件を充足していることについて、承認を受けなければならない。</li> <li>○ 納品又は設定時等に必要な資料については、発注者の執務箇所において、受け取ること。</li> <li>○ 発注者が指示する手法により、パーソナルコンピューターに係る基本情報データ一覧を作成し、別途指示する日までに提出すること。</li> <li>○ 石狩湾新港管理組合が交付し、又は貸し出した資料等については、適切な管理の下、使用許諾条件等に合致した方法により、指示された目的のみに使用するものとし、作業等が完了した時点で、速やかに廃棄、返納等必要な措置を行うこと。</li> <li>○ 納入箇所において設定作業を行う場合にあつては、原則として納入箇所の執務時間内に実施することとするが、執務に著しい支障が生じないよう配慮すること。</li> <li>○ 納入箇所において設定作業を実施した場合には、作業終了時に梱包材を回収し、持ち帰ること。</li> <li>○ 再セットアップディスク、OSバージョンアップグレード用ディスク及び使用手順書などの納品については、ファイルに入れるなど整理し納品すること。</li> <li>○ 納品時点で当該パーソナルコンピューターにインストールされているソフトウェアのインストール媒体がある場合は、その所有権については、契約の全期間について、石狩湾新港管理組合に帰属すること。 なお、インストール媒体が無いソフトウェアについて再インストールが必要になった場合には、発注者の必要に応じてサポートすること。</li> </ul>	